

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」にもとづく株式報酬制度（以下「本制度」という）の一部改定（以下「本改定」という）を決議し、これに関連する議案を2024年6月26日開催予定の第100期定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定の背景および目的

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした本制度の導入についてご承認いただき、その後、2020年5月8日開催の取締役会において、本制度の対象者の追加について決議し、また、2021年6月25日開催の第97期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に給付される当社株式数の上限等の決定について、2022年6月28日開催の第98期定時株主総会において、中期経営目標の期間変更に伴う信託金額（報酬の額）および取締役（社外取締役を除く）に給付される当社株式数の上限の改定についてご承認いただき、現在に至っております。

本制度は、当社および中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という）の取締役（社外取締役を除く）ならびに、取締役を兼務しない執行役員および執行役員待遇（以下「執行役員等」という）の当社グループの中長期的な業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、当社は、本株主総会での承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたしますが、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めるため、本制度の対象者に社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役を追加するとともに、報酬等の総額における株式報酬の割合を引き上げるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度の改定および監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入に関する議案（以下、併せて「対象議案」という）を本株主総会に付議することといたしました。なお、新たに本制度の対象とする、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、付与するポイントは役位固定ポイントのみとし、当社の業績には連動させません。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等の総額に対する株式報酬の割合は、それぞれ10%程度に留めることを予定しております。

本改定については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

2. 改定内容

従前の本制度から次のとおり改定いたします（改定後の当社および中部電力ミライズの本制度対象者を、それぞれ「当社の取締役等」および「中部電力ミライズの実業取締役等」といい、総称して「取締役等」という）。

項目	改定前	改定後
対象者	【当社】 <u>取締役（社外取締役を除く）、</u> <u>取締役を兼務しない執行役員等</u> 【中部電力ミライズ】 <u>取締役（社外取締役を除く）、</u> <u>取締役を兼務しない執行役員等</u>	【当社】 <u>取締役※、</u> <u>取締役を兼務しない執行役員等</u> <u>※社外取締役（監査等委員である取締</u> <u>役を除く）、監査等委員である取締役</u> <u>を含む。</u> 【中部電力ミライズ】 <u>取締役※、</u> <u>取締役を兼務しない執行役員等</u> <u>※社外取締役を含む。</u>
対象期間（注１）における信託金額の上限	<u>13 億 3,000 万円</u> <u>（うち当社の取締役（社外取締役を除く）分として 5 億 3,000 万円）</u>	<u>28 億円</u> <u>（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 9 億円（うち社外取締役分として 4,000 万円）、</u> <u>当社の監査等委員である取締役分として 8,000 万円）（注２）</u>
対象期間（注１）における取締役等に付与されるポイントの上限に相当する株式数	<u>115 万株</u> <u>（うち当社の取締役（社外取締役を除く）分として 47 万株）</u>	<u>243 万株</u> <u>（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 80 万株（うち社外取締役分として 4 万株）、</u> <u>当社の監査等委員である取締役分として 8 万株）（注３）</u>

（注１）2023 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの 4 事業年度およびその後 4 事業年度ごとの期間

（注２）2023 年 3 月期から開始している対象期間（以下「現対象期間」という）の追加拠出額の上限については、期中に上記改定を行うことから、20 億 6,500 万円（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 7 億 1,500 万円（うち社外取締役分として 2,000 万円）、監査等委員である取締役分として 4,000 万円）といたします。

（注３）現対象期間に付与されるポイントの上限に相当する株式数については、期中に上記改定を行うことから、179 万株（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 63 万 5,000 株（うち社外取締役分として 2 万株）、監査等委員である取締役分として 4 万株）といたします。

（注４）中部電力ミライズにおいては、2024 年 6 月 20 日開催予定の第 5 期定時株主総会に、本改定に係る議案を付議する予定です。

3. 本制度の概要

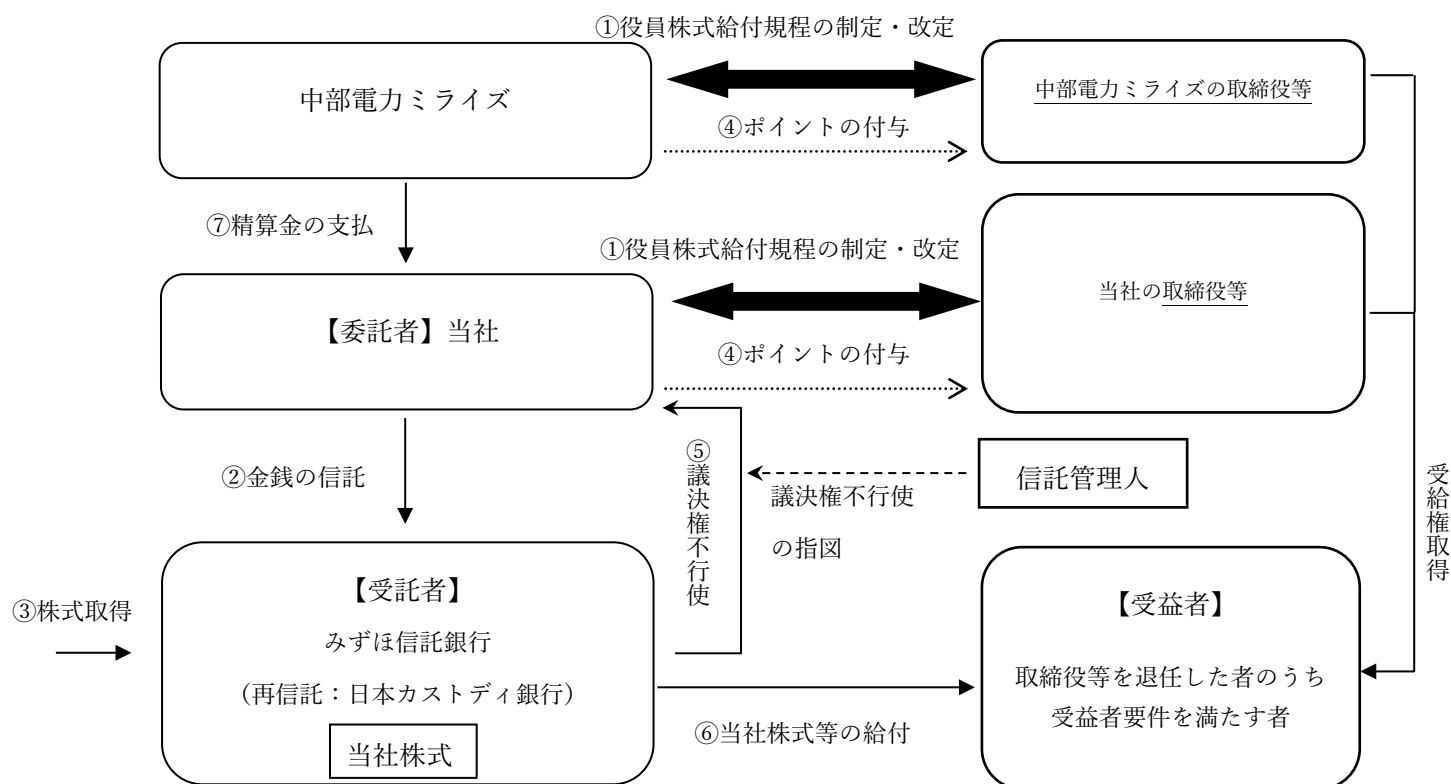
本制度の改定後の内容は次のとおりといたします。主な変更点には下線を付しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（本制度にもとづき設定された信託を意味し、以下「本信託」という）を通じて取得され、取締役等に対して、各社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、取締役等の退任後となります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、第 95 期定時株主総会において、本制度に関する議案の決議を得た後、役員株式給付規程を制定しており、本株主総会における対象議案の承認可決を条件に、役員株式給付規程を改定します。また、中部電力ミライズは、2020 年 6 月 25 日開催の同社の第 1 期定時株主総会において、本制度に関する議案の決議を得た後、役員株式給付規程を制定しており、本株主総会における対象議案の承認可決および中部電力ミライズの 2024 年 6 月 20 日開催予定の第 5 期定時株主総会における対象議案と同様の議案の承認可決を条件に、中部電力ミライズの役員株式給付規程を改定します。
- ② 当社は、「(4) 信託金額」の範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社および中部電力ミライズは、役員株式給付規程にもとづき、取締役等に対し、ポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という）に対して、当該受益者の累計ポイントに応じた当社株式等を給付します。
- ⑦ 中部電力ミライズは、中部電力ミライズの取締役等が当社株式等の給付を受けた後、当社に対して、所定の精算金を支払うものとします。

(2) 本制度の対象者

『2. 改定内容』における「改定後」のとおり。

(3) 信託期間

2019年8月19日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、対象期間ごとに、13億3,000万円（うち当社の取締役（社外取締役を除く）分として5億3,000万円）を上限として本信託に追加拠出することとしております。

今般、『2. 改定内容』に記載の改定を行うため、対象期間ごとの本信託への追加拠出額の上限を、28億円（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として9億円（うち社外取締役分として4,000万円）、監査等委員である取締役分として8,000万円）に改定いたします。
なお、現対象期間の追加拠出額の上限については、期中に上記改定を行うことから、20億6,500万円（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として7億1,500万円（うち社外取締役分として2,000万円）、監査等委員である取締役分として4,000万円）といたします。

ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間に係るポイントに相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額をいう）および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、28億円（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として9億円（うち社外取締役分として4,000万円）、監査等委員である取締役分として8,000万円）（注）を上限といたします。

（注）現対象期間に行われる追加拠出について、20億6,500万円（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として7億1,500万円（うち社外取締役分として2,000万円）。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）については、下記（6）にもとづき、今後、取締役等に付与することとなるポイント数の見通しおよび当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと考えております。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等（社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役を除く）には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき①役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび②業績に応じて変動する業績連動ポイントを付与し、②は対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および当社の監査等委員

である取締役には、事業年度ごとに、①のみを付与します。

なお、取締役等に対する累計ポイント（①および確定後の②の累計）は、下記（８）の当社株式の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式1 株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行う）。

（７）取締役等に給付される当社株式数の上限

当社は、対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を 115 万株（うち当社の取締役分として 47 万株）としております。

今般、『２．改定内容』に記載の改定を行うため、対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を 243 万株（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 80 万株（うち社外取締役分として 4 万株）、当社の監査等委員である取締役分として 8 万株）（注）といたします。なお、発行済株式総数（2024 年 3 月 31 日現在。自己株式控除後）に対する割合は約 0.32%です。

（注）現対象期間に付与されるポイントの上限に相当する株式数は 179 万株（うち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）分として 63 万 5,000 株（うち社外取締役分として 2 万株）、監査等委員である取締役分として 4 万株）。

（８）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役等（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の決議にもとづき、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収することができることといたします。

（９）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図にもとづき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（１０）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有する累計ポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

(11) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019 年 8 月 19 日
- ⑧当初金銭を信託した日 : 2019 年 8 月 19 日
- ⑨信託の期間 : 2019 年 8 月 19 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上